

令和 6 年 6 月 11 日
建設常任委員会資料

令和 6 年 6 月兵庫県議会提出議案審査参考資料

【事件決議】

第 100 号議案 県営新多聞住宅第 2 期建築工事請負契約の締結 …… 2

まちづくり部

建設関係

第100号議案 県営新多聞住宅第2期建築工事請負契約の締結

県営新多聞住宅第2期建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

県営新多聞住宅第2期建築工事

2 契約金額

1,743,500,000 円

3 契約の相手方

こうべしにしきおおつわ

神戸市西区大津和1丁目6番地の2

かんけん まるしょうとくべつきょうどうきぎょうたい

関建・丸正特別共同企業体

(代表者)

かんさいけんせつこうぎょう

関西建設工業株式会社

代表取締役 平岡 勇介

(構成員)

まるしょうけんせつ

丸正建設株式会社

代表取締役社長 北浪 孝一

4 工事の概要

(1) 施工場所

まなび おか

神戸市垂水区学が丘三丁目3番2

(2) 工事内容

住棟 鉄筋コンクリート造 10階建 1棟

延べ面積 6,094.28 m²

(3) 工期

令和8年3月31日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（価格競争方式）

(2) 入札参加者数

1者

(3) 最低入札金額

1,743,500,000 円

(4) 最高入札金額

1,743,500,000 円

令和6年6月11日

建設常任委員会資料

第367回兵庫県議会提出議案審査参考資料

第98号議案	二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事（その6）請負契約の締結	・・・	2
第99号議案	二級河川新川水系新川 新川・東川統合排水機場本体工事（下部工）	・・・	3
	請負契約の締結		
報第1号	専決処分の承認	・・・	5
報第2号	専決処分の承認	・・・	7

土 木 部

第98号議案 二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事（その6）請負契約の締結

二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事（その6）に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事（その6）

2 契約金額

608,410,000円

3 契約の相手方

兵庫県西宮市高松町20番21号

株式会社松田組

代表取締役社長 松田 好生

4 工事の概要

(1) 施工場所

伊丹市荒牧

(2) 工事内容

護岸工 L=102.3m

ボックスカルバート工 L=39.0m

取合道路工 1式

(3) 工期

令和7年3月25日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札（総合評価落札方式）

※価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

(2) 入札参加者数

6者（ほか辞退等8者）

(3) 最低入札金額

608,410,000円

(4) 最高入札金額

632,500,000円

第 99 号議案 二級河川^{しんかわ}新川水系新川 新川^{ひがしがわ}・東川 総合排水機場本体工事(下部工) 請負契約の締結

二級河川新川水系新川^{しんかわ} 新川^{ひがしがわ}・東川 総合排水機場本体工事（下部工）に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

二級河川新川水系新川^{しんかわ} 新川^{ひがしがわ}・東川 総合排水機場本体工事（下部工）

2 契約金額

5,196,620,000円

3 契約の相手方

神戸市中央区栄町通4丁目1-11

とびしま
飛島・吉田・松田特別共同企業体

(代表者)

とびしま
飛島建設株式会社神戸営業所

所長 辻野 雅敬

(構成員)

・株式会社吉田組

代表取締役社長 つばさか ひろあき
壺阪 博昭

・株式会社松田組

代表取締役社長 まつだ よしお
松田 好生

4 工事の概要

(1) 施工場所

いまづにしはまちょう
西宮市今津西浜町

(2) 工事内容

機場本体工：コンクリート工 15,680m³、既製コンクリート杭 373本

矢板護岸工：鋼管杭φ1500 46本、鋼管杭φ800 178本

仮設工（柱列壁φ550）：299本

(3) 工期

令和9年3月25日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

一般競争入札（総合評価落札方式）

※価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定

(2) 入札参加者数

6者（1者調査基準価格未満※、1者予定価格超過）

※調査基準価格未満で追加資料提出意思無しのため、無効

(3) 最低入札金額

5,190,548,000円

(4) 最高入札金額

6,069,976,000円

報第1号 専決処分の承認

令和5年5月6日（土）から8日（月）にかけての前線の大雨により、二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事箇所において堤防が決壊し、住宅等に浸水被害が発生した氾濫災害について、和解及び損害賠償の額を定める必要が生じたが、特に緊急を要し、県議会を招集する時間的余裕がないため、令和6年5月7日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

1 事件の概要

令和5年5月6日（土）から8日（月）にかけての前線の大雨により、二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事箇所において堤防が決壊し、住宅等に浸水被害が発生した氾濫災害について、相手方から河川管理者である県に対し、損害賠償の請求があった。

本件災害について、天神川氾濫災害補償委員会から県が被災者に対して損害額を補償すべきであること及び補償額の算定基準について提言を受けたことから、県に河川管理瑕疵が認められるので、早期の円満解決を図ることとした。

2 和解

上記災害についての和解

3 損害賠償の額及び相手方

損害賠償額	相手方	
	住所	氏名
6,671,394円	大阪市中央区	
44,237,409円	伊丹市	
160,196円	池田市	
547,294円	伊丹市	
4,080,241円	伊丹市	
431,102円	伊丹市	
9,771,940円	伊丹市	

損害賠償額	相手方	
	住所	氏名
450,000 円	大阪市北区	
495,707 円	伊丹市	
561,122 円	伊丹市	
552,915 円	伊丹市	
1,631,454 円	宝塚市	
122,022 円	神戸市中央区	

報第2号 専決処分の承認

令和5年5月6日（土）から8日（月）にかけての前線の大雨により、二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事箇所において堤防が決壊し、住宅等に浸水被害が発生した氾濫災害について、和解及び損害賠償の額を定める必要が生じたが、特に緊急を要し、県議会を招集する時間的余裕がないため、令和6年5月20日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

1 事件の概要

令和5年5月6日（土）から8日（月）にかけての前線の大雨により、二級河川武庫川水系天神川堤防強化対策工事箇所において堤防が決壊し、住宅等に浸水被害が発生した氾濫災害について、相手方から河川管理者である県に対し、損害賠償の請求があった。

本件災害について、天神川氾濫災害補償委員会から県が被災者に対して損害額を補償すべきであること及び補償額の算定基準について提言を受けたことから、県に河川管理瑕疵が認められるので、早期の円満解決を図ることとした。

2 和解

上記災害についての和解

3 損害賠償の額及び相手方

損害賠償額	相手方	
	住所	氏名
4,293,074円	伊丹市	
8,496,470円	伊丹市	
17,990,187円	神戸市中央区	